

流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市看護師等修学資金貸付条例(令和2年流山市条例第6号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(病院等施設)

第2条 条例第2条第6号の規則で定める看護師等がその業務に従事する施設(以下「病院等施設」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院
- (2) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
- (3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム
- (4) 老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム
- (5) 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設
- (6) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第7項に規定する生活介護又は同条第12項に規定する自立訓練を行う施設
- (7) 指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第80号)第2条第1項の指定訪問看護ステーション
- (8) その他法令の規定により条例第2条第1号に規定する看護師等(以下「看護師等」という。)の配置を要する施設であって、市長が認めるもの

(貸付けの申込み)

第3条 条例第5条第1項の貸付けの申込み(以下「申込み」という。)は、流山市看護師等修学資金貸付申込書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 推薦書(別記第2号様式)
- (3) 誓約書(別記第3号様式)
- (4) 未成年者が申込みを行う場合にあっては、連帯保証人のうち1人が当該未成年者の親権者又は未成年後見人であることを証する書類
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(貸付けの決定)

第4条 市長は、条例第5条第2項の規定により貸付けの可否を決定したときは、その旨を流山市看護師等修学資金貸付申込結果通知書(別記第4号様式)により、当該決定に係る者に通知するものとする。

(貸付契約の締結)

第5条 条例第6条第1項の貸付契約(以下「貸付契約」という。)は、流山市看護師等修学資金貸付契約書(別記第5号様式)により行うものとする。

(連帯保証人)

第6条 条例第6条第2項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)は、成年で独立の生計を営む者とし、修学資金の貸付けを受けようとする者が未成年者であるときは、そのうち1人を当該修学資金の貸付けを受けようとする者の親権者又は未成年後見人としなければならない。

(異動の届出)

第7条 条例第7条第1項の借受人(以下「借受人」という。)及び連帯保証人は、次の事実が発生したときは遅滞なく流山市看護師等修学資金借受人等異動届出書(別記第6号様式)に当該事実を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

- (1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名その他の事項に変更があったとき(連帯保証人を変更しようとするときを除く。)
- (2) 借受人が休学し、復学し、留年し、又は退学したとき。
- (3) 借受人が停学の処分を受け、又は当該処分が解かれたとき。
- (4) 借受人が看護師等、保健師若しくは助産師の免許を取得し、又は市内の病院等施設に勤務し、若しくは当該市内の病院等施設を退職したとき。
- (5) 借受人が条例第8条の規定による免除を受けることができなくなったとき。

(報告の要求)

第8条 借受人は、条例第6条の貸付契約がその効力を失うまで、毎年3月31日現在の状況を流山市看護師等修学資金借受人現況報告書(別記第7号様式)により市長に報告しなければならない。

2 市長は、貸付契約の目的を達するために必要と認めるときは、借受人に対し、学業成績、健康状況その他の事項に関する書類を提出させ、又は報告を求めることができる。

(返済計画書の提出)

第9条 条例第7条の規定により修学資金を返済するときは、遅滞なく流山市看護師等修学資金返済計画書(別記第8号様式)を市長に提出しなければならない。

(返済債務の免除)

第10条 条例第8条第1項の規定により返済債務の免除を受けようとする者は、流山市看護師等修学資金返済債務免除届出書(別記第9号様式)に返済債務の免除を受けることができることを証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出により借受人が返済債務の免除を受けることができると認められるときは、速やかに流山市看護師等修学資金返済債務免除通知書(別記第10号様式)により当該借受人に通知するものとする。

3 条例第8条第2項に規定する申出は、流山市内勤務看護師等業務継続従事期間みなし申出書(別記第11号様式)により行うものとする。

(申請による返済債務の減免)

第11条 条例第9条各項の規定による申請は、流山市看護師等修学資金返済債務減免申請書(別記第12号様式)により行うものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、条例第9条の規定による返済債務の減免の可否を決定し、流山市看護師等修学資金返済債務減免決定(申請却下)通知書(別記第13号様式)によりその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(死亡の届出)

第12条 借受人が死亡したときは、当該借受人の相続人(相続人がいない場合にあっては、当該借受人を監護する者)は、死亡届出書(別記第14号様式)に死亡診断書その他当該借受人の死亡を証する書類を添えて市長に届け出なければならない。

(貸付契約の解除)

第13条 条例第11条及び第13条第1項の規定による解除は、流山市看護師等修学資金貸付契約解除通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(貸付けの停止)

第14条 条例第12条第2項の規定による申出は、流山市看護師等修学資金貸付停止申出書(別記第16号様式)により行うものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 3 条関係)

別 記

第 1 号様式（第 3 条関係）

流山市看護師等修学資金貸付申込書

年 月 日

（宛先）流山市長

申込者	住所 氏名	ⓐ
法定代理人	住所 氏名	ⓐ
法定代理人	住所 氏名	ⓐ

流山市看護師等修学資金の貸付けを受けたいので、流山市看護師等修学資金貸付条例第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり申し込みます。

記

ふりがな			生年月日	
氏 名				
住 所				
電話番号	自宅		携帯	
在学する 養成施設	施設名称			
	学部・学科			
	学 年			
他 の 貸付け等	有 ・ 無	有の場合は、下記に制度名を記入してください。		
	制 度 名			
貸付申込額・貸付期間		円	年 月～	年 月
連帯保証人 2 名について、下記に記入してください。				
ふりがな				
氏 名		ⓐ		ⓐ
住 所				
生年月日				
電話番号				
続 柄				
職 業				

第2号様式(第3条関係)
第2号様式(第3条関係)

推 薦 書

年 月 日

(宛先) 流山市長

養成施設 名称
代表者 ⑩

下記の者は、流山市看護師等修学資金貸付条例に基づく修学資金の貸付けを受ける者として適当であると認められるため、推薦します。

記

氏 名		
生年月日		
在学する 養成施設	施設名称	
	学部・学科	
	学 年	第 学年
	入学年月	年 月
	卒業見込	年 月

第3号様式(第3条関係)
第3号様式(第3条関係)

誓 約 書

年 月 日

(宛先) 流山市長

	養成施設名称		
誓約者	学部・学科名		
	学 年 第		学年
	氏 名		Ⓜ

私は、流山市看護師等修学資金の貸付けを受けた際には、流山市看護師等修学資金貸付条例及び流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則の規定を堅く守り、学業に励むとともに、卒業後は流山市内の病院等施設において看護師等として従事することを誓います。

第4号様式(第4条関係)
第4号様式(第4条関係)

流山市看護師等修学資金貸付申込結果通知書

第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで申込みのあった流山市看護師等修学資金の貸付けについては、流山市看護師等修学資金貸付条例第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 貸付けの決定

貸付金額	円(月額3万円)
貸付期間	年 月から 年 月まで

2 貸付けの却下

理由

第5号様式（第5条関係）
第5号様式（第5条関係）

流山市看護師等修学資金貸付契約書

貸付人流山市（以下「甲」という。）、借受人_____（以下「乙」という。）、連帯保証人_____（以下「丙」という。）及び連帯保証人_____（以下「丁」という。）は、流山市看護師等修学資金貸付条例（令和2年流山市条例第6号。以下「条例」という。）及び流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則（令和2年流山市規則第 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、流山市看護師等修学資金（以下「修学資金」という。）の貸付けについて、次のとおり契約する。

（修学資金の貸付け）

第1条 甲は、乙に対し、次のとおり修学資金を無利息で貸し付ける。

- （1）貸付期間 年 月から 年 月まで
- （2）貸付額 月額3万円
- （3）貸付方法 別表の左欄に掲げる期間分の同表の中欄に掲げる額の修学資金を同表の右欄に掲げる時期に支払う。

（修学資金の用途）

第2条 乙は、修学資金を条例第2条第4号に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の修学のために使用し、当該修学以外のために使用してはならない。

（異動の届出）

第3条 乙、丙及び丁は、次の事実が発生したときは遅滞なく規則第7条の規定により必要な手続を行わなければならない。

- （1）乙、丙又は丁の住所、氏名その他の事項に変更があったとき（連帯保証人を変更しようとするときを除く。）。
- （2）乙が休学し、復学し、留年し、又は退学したとき。
- （3）乙が停学の処分を受け、又は当該処分が解かれたとき。
- （4）乙が看護師、准看護師、保健師若しくは助産師の免許を取得し、又は市内の病院等施設に勤務し、若しくは当該市内の病院等施設を退職したとき。
- （5）乙が条例第8条の規定による免除を受けることができなくなったとき。

(報告の要求)

第4条 乙は、条例第6条の貸付契約がその効力を失うまで、毎年3月31日現在の状況を規則第8条の規定により甲に報告しなければならない。

2 甲は、この契約の目的を達するために必要と認めるときは、乙に対し、学業成績、健康状況その他の事項に関する書類を提出させ、又は報告を求めることができる。

(返済)

第5条 乙は、条例第7条の規定により修学資金を返済するときは、規則第9条の規定により甲に提出した流山市看護師等修学資金返済計画書のとおり、毎月3万円を、甲が発行する納入通知書により支払う。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、条例第7条第2項ただし書の規定により修学資金の全部又は一部について期間を繰り上げて返済するときは、甲にその旨を届け出なければならない。

(期限の利益喪失)

第6条 乙が前条の返済を1回でも怠ったときは、乙は、甲の請求によって期限の利益を失う。

2 次に掲げるときは、乙は、当然に期限の利益を失う。

(1) 乙について破産手続又は民事再生手続の開始申立てがあったとき。

(2) 甲又は第三者より差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたとき。

(返済債務の減免)

第7条 乙は、条例第8条の規定による返済債務の免除又は条例第9条の規定による申請による返済債務の減免(以下この条においてこれらを「返済債務の減免」と総称する。)を受けたときは、返済債務の減免を受けた分だけ修学資金の返済を免れることができる。

(死亡による貸付契約の終了)

第8条 この契約は、乙の死亡によって、その効力を失う。

2 甲は、前項の規定によりこの契約がその効力を失う際、現に貸付けを受ける期間が残存しているときは、当該期間に係る貸付けを行わないものとする。

(契約の解除)

第9条 甲は、貸付けの対象期間において乙が条例第11条各号のいずれかの事由に該当することとなったとき又は乙が偽りその他不正な手段によりこの契約を締結し、若しくは修学資金の貸付けを受けたと認められるときは、この契約を解除するものとする。

2 乙は、前項の規定によるこの契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することはできない。

(貸付けの停止)

第10条 貸付けの対象期間において、乙が休学をし、若しくは停学処分を受けたとき又は修学資金の貸付けの停止を希望する旨を申し出たときは、修学資金の貸付けを停止するものとする。

(延滞金)

第11条 甲は、修学資金を返済すべき日までに返済しなかったときは、当該返済をすべき日の翌日から返済の日までの期間の日数に応じ、返済すべき額につき年14.6パーセント（当該返済をすべき日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算する。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、延滞金の年14.6パーセント及び7.3パーセントの割合は、条例附則第2項の規定による。

(連帯保証)

第12条 丙及び丁は、乙がこの契約に基づいて甲に対して負担する一切の債務を連帯して保証する。

2 甲の丙又は丁に対する履行の請求は、民法（明治29年法律第89号）第458条で準用する同法第441条の規定にかかわらず、乙に対しても効力を有する。

(契約の費用)

第13条 この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、全て乙の負担とする。

(発信主義)

第14条 甲がこの契約に基づいて乙、丙又は丁に対してなす意思表示は、この契約書記載の住所地又は第3条の規定による変更後の住所地に宛てて発信した時からその効力を生ずるものとする。

(個人情報の提供)

第15条 甲は、丙又は丁の請求があったときは、丙又は丁に対し、乙に係るこの契約に基づく債務の履行状況に関する情報を提供するものとし、乙はこれに同意する。

(管轄)

第16条 甲、乙、丙及び丁は、本契約に関し紛争を生じたときは、その第1審裁判所を甲の所在地を管轄する裁判所とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙、丁協議の上決定するものとする。

この契約の証として本書4通を作成し、甲、乙、丙、丁記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

流山市平和台1丁目1番地の1

甲 流山市

流山市長

印

乙 住所
氏名

印

乙法定代理人 住所
氏名

印

乙法定代理人 住所
氏名

印

※乙が未成年者の場合は、法定代理人も署名捺印すること。

丙 住所
氏名

印

丁 住所
氏名

印

※連帯保証人は実印を押印し、印鑑登録証明書を添付すること。

別表（第1条関係）

貸付対象月	支払額	支払時期
年 月～ 年 月分	円	年 月
年 月～ 年 月分	円	年 月
年 月～ 年 月分	円	年 月
年 月～ 年 月分	円	年 月

第6号様式（第7条関係）

第6号様式（第7条関係）

流山市看護師等修学資金借受人等異動届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名

印

流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第7条各号に掲げる事実が発生したため、同条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 発生した事実

2 上記1の事実を証する添付書類

（1）

第7号様式（第8条関係）
第7号様式（第8条関係）

流山市看護師等修学資金借受人現況報告書

年 月 日

（宛先）流山市長

報告者 住所
氏名 ⑩

流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第8条第1項の規定により
年3月31日現在の状況を次のとおり報告します。

記

- 1 在学する養成施設・保健師助産師学校等（勤務する市内の病院等施設）
 - （1）名称
 - （2）所在地

- 2 在学（就労）状況

第9号様式（第10条関係）

第9号様式（第10条関係）

流山市看護師等修学資金返済債務免除届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名

印

流山市看護師等修学資金貸付条例第8条の規定による流山市看護師等修学資金の返済債務の免除を受けることができることを次のとおり届け出ます。

記

返済債務	対象	年 月 日付け第 号
	貸付期間	年 月～ 年 月
	貸付額	円
養成施設	名称	
	卒業日	年 月 日
看護師等免許	種別	
	取得日	年 月 日
保健師等免許	種別	
	取得日	年 月 日
病院等施設	所在地	
	名称	
	職種	
	勤務形態	
	在職期間	年 月 日～ 年 月 日
	休職等期間	年 月 日～ 年 月 日
申出期間	事由	
	みなし期間	年 月 日～ 年 月 日
返済債務の免除額		円

第10号様式（第10条関係）
第10号様式（第10条関係）

流山市看護師等修学資金返済債務免除通知書

第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで届出のあった流山市看護師等修学資金の返済債務の免除について、あなたは当該返済債務の免除を受けることができると認められるため、流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第10条第2項の規定により、下記のとおり通知します。

記

返済債務の免除額

円

第11号様式（第10条関係）
第11号様式（第10条関係）

流山市内勤務看護師等業務継続従事期間みなし申出書

年 月 日

（宛先）流山市長

申出者 住所
氏名 ⑩

流山市看護師等修学資金貸付条例第8条第2項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

1 申出事由

2 看護師学校等又は保健師助産師学校等に修学する場合には、
その施設の名称及び修学期間

（1）施設の名称

（2）修学期間 年 月 日～ 年 月 日

第12号様式（第11条関係）
第12号様式（第11条関係）

流山市看護師等修学資金返済債務減免申請書

年 月 日

（宛先）流山市長

申請者 住所
氏名 ⑩

流山市看護師等修学資金貸付条例第9条の規定により、次のとおり流山市看護師等修学資金の返済債務の減免について申請します。

記

1 減免事由

2 履行期限の到来している額
円

3 減免の額（2の額は除く。）

（1）死亡又は心身の故障

返済債務の免除（ 円）

（2）市内勤務看護師等業務の従事の中断

ア 在職期間 月

イ 貸付期間 月

ウ 在職期間／貸付期間×返済債務の額

円（1,000円未満の端数切捨て）

第13号様式（第11条関係）
第13号様式（第11条関係）

流山市看護師等修学資金返済債務減免決定（申請却下）通知書

流山市指令第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで申請のあった流山市看護師等修学資金の返済債務の減免については、流山市看護師等修学資金貸付条例第9条第1項（第2項）の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 返済債務の減免の決定

返済債務の減免額 円

2 返済債務の減免の却下

理由

第14号様式（第12条関係）
第14号様式（第12条関係）

死亡届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

届出者 住所
氏名

印

借受人が死亡したので、流山市看護師等修学資金貸付条例施行規則第12条の規定により次のとおり届け出ます。

記

1 死亡した借受人の氏名

2 死亡年月日

年 月 日

3 死因

4 在学した養成施設の名称

5 修学資金借受済額（履行期限の到来しているものを除く。）

円（ 年 月～ 年 月分）

第15号様式（第13条関係）
第15号様式（第13条関係）

流山市看護師等修学資金貸付契約解除通知書

第 号
年 月 日

様

流山市長



年 月 日付けで締結した流山市看護師等修学資金の貸付契約については、流山市看護師等修学資金貸付条例第11条（第13条第1項）の規定により、下記のとおり解除します。

記

1 契約解除の事由

2 貸付金の返還

第16号様式（第14条関係）
第16号様式（第14条関係）

流山市看護師等修学資金貸付停止申出書

年 月 日

（宛先）流山市長

申出者 住所
氏名



流山市看護師等修学資金貸付条例第12条第2項の規定により、修学資金の貸付けの停止を申し出ます。